

静岡県がんセンター局告示第5号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月11日

静岡県立静岡がんセンター事業管理者
静岡県がんセンター局長 堀川 俊

1 委託先

(1) 所在地

東京都中央区日本橋3-9-1 日本橋三丁目スクエア12階

(2) 名称及び代表者の氏名

弁護士法人 ライズ総合法律事務所

弁護士 田中 泰雄

2 公金事務に係る歳入

静岡県立静岡がんセンター事業の業務に係る公金の徴収事務

3 指定日

令和7年4月1日

4 委託日

令和7年4月1日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日